(GSK-01)

2026 年度「街路樹剪定士」資格更新手続きのご案内

2026 年 10 月 1 日
街路樹剪定士認定委員会

「街路樹剪定士」の登録認定の有効期間は 5 年間としており、登録認定の更新を受ける場合は、所定の更新手続きが必要となります。

今年度更新手続きを行う対象になっている方は、別紙の「資格更新手続要領」をご確認のうえ、お手続きいただくようお願い致します。

なお、有効期限を過ぎますと「街路樹剪定士」を称することができなくなりますので予めご注意下さい。有効期限は、カード式認定証に記載しておりますので各自ご確認下さい。

1.対 象 者： 下記の①②のいずれかに該当する方

① **2026 年度末に有効期限を迎える方**（認定証の有効期限が 2027 年 3 月 31 日の方）

② **有効期限が過ぎてしまった方**

※過去 5 年以内に「街路樹剪定士研修会･認定試験」において、2 回以上講師や判定員として活動された方は、更新料が無料となります(映像講義受講は必要)。該当する方は、ホームページ掲載の「更新手続申込書（減免対象者用）」にて申請下さい。

2.更新方法： 以下の**手続 A～C**すべてを行う。

手続 A 映像講義の受講　手続 B 受講料の支払い　手続 C 顔写真のアップロード

※ネット環境のある方については、原則的にオンラインで受講いただきます。

※ネット接続できる PC・スマートフォンをお持ちでない方は、事務局までご連絡下さい。

3.手続期間： **2026 年 10 月 1 日～2027 年 1 月 31 日**

4.受 講 料： **14,300 円**（うち消費税 10%相当額 1,300 円）
オンラインで受講できない場合は 15,950 円（うち消費税 10%相当額 1,450 円）

5.そ の 他： 手続きが完了した方には、2027 年 3 月に新しい認定証を発行します(詳細 P.6)。
更新手続後の有効期限は、お持ちの認定証に記載の有効期限から 5 年後までとなります。

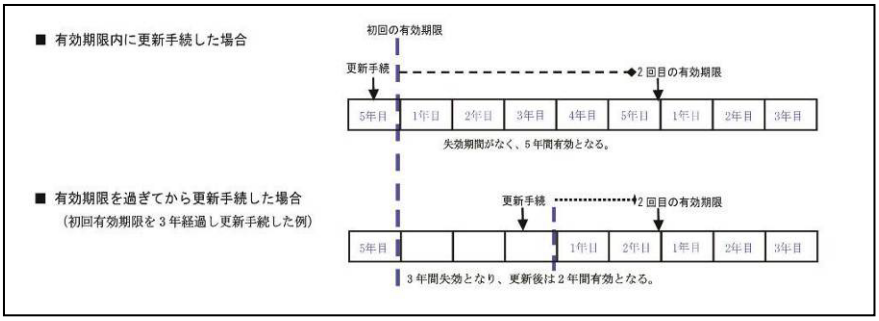

250613

更新手続の手順

1.「街路樹剪定士資格者専用ページ　利用者登録」ページにて本人確認

①.「利用者登録」ページを開く

https://jalc.kktcs.co.jp/jalcmember/pub/license/gairozyu/EntryStep1.htm

②. 下記の事項を入力し「確認」ボタンをクリック

（確認事項）・認定証の交付番号（00-地名-000）

・氏名のフリガナ（センテイタロウ）

・生年月日（0000/00/00）

（登録事項）・登録したいメールアドレス

・登録したいパスワード

③. 登録したメールアドレス宛に届いた受付通知内の URL をクリックし登録完了

2.「資格者専用ページ」の「街路樹剪定士」マイページにログイン

④. 日造協ホームページのトップページの右上「資格者専用ページ」をクリック、切り替わった画面で「街路樹剪定士」をクリック

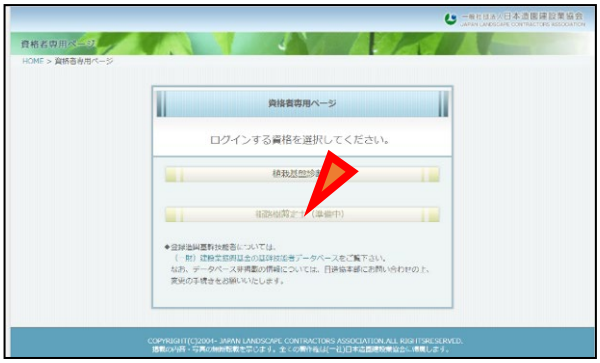

⑤. ログイン画面で下記の事項を入力し、「ログイン」をクリック

・②で入力した ID(交付番号）とパスワードを入力

※ID は漢字地名を含む交付番号です。

・メールアドレスではありません。

・ブラウザの自動入力にご注意下さい。

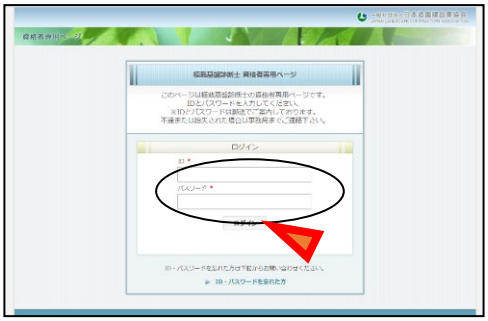

登録用メールが届かない場合

- 迷惑メールフォルダをご確認ください。
- メール側のフィルタに掛かっている可能性があるため、違うメールアドレスをご入力ください。

3. マイページで映像講義の受講（手続Ａ）と受講料の支払い（手続Ｂ）を行う

※手続 A･B どちらを先に行っても可

⑥-1. 手続 A 映像講義の受講

・　左メニューの「資格更新手続き」をクリックし、各テキスト（PDF データ）をダウンロードする。

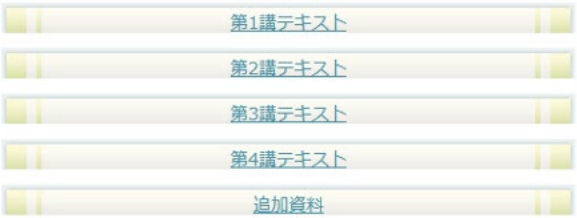

・　「映像講義受講」をクリック。（映像講義はダウンロードしたテキストに基づいて行われます）

・　「映像講義について」のページにて「講習開始」をクリックし、4 つの講義（キャプチャー）全てを受講する。

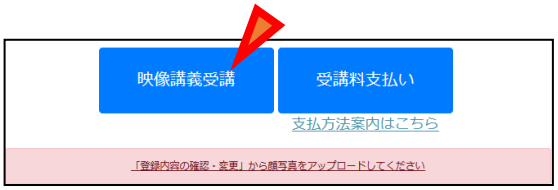

講義の課題設問と進捗状況の保存

各講義の終了後に設問(四者択一)が表示され、正解すると次の講義に進むことができます。不正解の場合でも再解答が可能です。

また、設問に解答し終わった講義毎に中断することも可能です。連続して受講できない場合は、修了した設問の次の講から再開できます。

なお、同じ交付番号でログインするのであれば、違う端末でも進捗状況は共有されます。

（例）
A…第 1 講の途中で中断
　→次回は第 1 講の最初から再開
B…第 1 講の設問に正解し第 2 講の途中で中断
　→次回は第 2 講の最初から再開
C…第 1 講・第 2 講の設問に正解したところで中断
　→次回は第 3 講の最初から再開

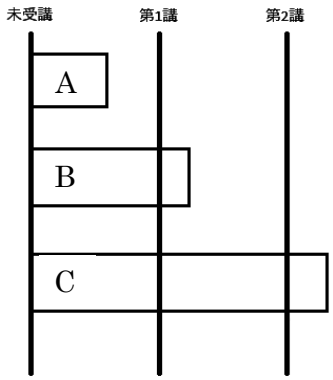

社内に受講者が複数いる場合…受講記録は個別です

映像講義の受講記録は、ログインしている方のみ記録されますので、社内に複数名の更新対象者がいる場合でも、それぞれログインし、各自で受講していただく必要があります。

⑥-2. 手続 B 受講料の支払い

・「受講料支払い」をクリックすると、支払方法を選択する画面となります。

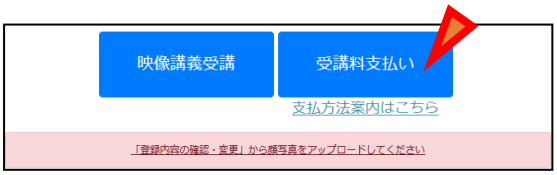

・ 画面の案内に従い、任意の方法にてお支払い下さい。「完了」ボタンで画面を閉じます。
（具体的な操作手順は、「完了」ボタンの下に「〇〇でのお支払い方法について」として畳まれています）

・「お支払い情報送信」欄は、支払情報を任意のメールアドレスに転送する機能です。自動送信されないため、メール記録等が必要な場合はご利用ください。入金完了のメールはありません。

・ 支払方法を選択した日によっては支払期限が手続〆切を超える場合がありますが、手続〆切を優先し、1 月 31 日までにお支払いください。

・ 一度入金いただいた受講料は、原則ご返金いたしません。

・ 複数名分を 1 回の支払いにまとめることはできません。

対応支払方法

- クレジットカード決済
  (VISA・Master・JCB・Diners・AMEX)
- コンビニ決済
  (セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ)
- ペイジー決済
  (ATM・ネットバンキング)

※決済は株式会社ペイメントフォーのシステムを利用しております。

⑥-3. 受講と支払いの完了確認

・ 講義受講が完了した方は、「映像講義受講」ボタンに済と表示されます。

・ 受講料の支払いが完了すると、「受講料支払い」ボタンに済と表示され、新たに「領収書発行」ボタンが表示されます。

・ 領収書については、手続完了後の 5 月 31 日まで発行することが可能です。

※反映されない場合は、ページの更新（リロード）をお試しください。

4. 顔写真のアップロード（手続Ｃ）

⑦. 手続Ｃ認定証に使用する顔写真データをアップロード

・ 「登録内容の確認・変更」ページにある「顔写真アップロード(認定証に使用)」をクリックすると、「顔写真アップロード」のダイアログが開きます。

・ 下記の条件に従って顔写真データをご用意ください。

【アップロードする顔写真データの条件】

- 画像サイズ: 295×354 ピクセル以上(幅 25mm×縦 30mm・解像度 300dpi 以上)
- フォーマット: JPEG または PNG
- 無帽・正面・胸から上が映っている
- 本人と判別できる鮮明なもの

・ ファイルを選択」(ブラウザによっては「参照」)ボタンより顔写真データを選択し、「アップロード」ボタンをクリックすると画像が保存されます。変更したい場合は、再度アップロードすることができます。
「登録内容の確認・変更」ページには、アップロードされている画像の中で最新のものが表示されます。

【顔写真の例】

よい例

・頭頂から上三分身がわかる
・本人の平常時の顔が判別できる
・眼鏡の上からでも顔が判別できる

悪い例

平常の表情でない

色付きレンズ

着帽

近すぎ/遠すぎ

暗すぎ/明るすぎ

余白が大きすぎ

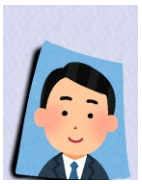

傾斜・歪みがある

©いらすとや www.irasutoya.com

・ 画像はアップロード段階で縦置き画像なら横 295 ピクセル、横置き画像なら縦 354 ピクセルに合わせて強制縮小されます。（例 1）480×640px の画像→295×393px に縮小（例 2）640×480px の画像→472×354px に縮小

・ **下記の「『登録内容の確認・変更』から顔写真をアップロードしてください」の表示が出ている場合は、アップロードが完了しておりません。**

「登録内容の確認・変更」から顔写真をアップロードしてください

5. 手続き完了の確認

⑧. 更新手続きページの完了確認

・ 手続 A～C 全て完了し、「資格更新手続き」ページに戻ると、「映像講義受講」と「受講料支払い」のボタンが消え「手続き完了」が表示されます。反映されない場合は、画面の更新(リロード)を行ってください。

・ 手続期間内に完了しなかった場合でも、原則延長対応はできません。

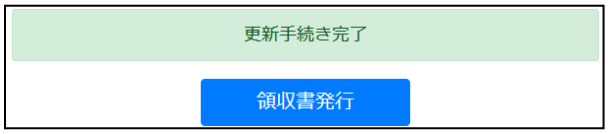

6. 認定証について

更新手続後の認定証は 3 月中にお届け

・ 更新期間（10～1 月）のうち、いつ手続きされても 3 月中のお届けとなります。

・ 同年度中に緑地樹木剪定士登録認定された方には統合した認定証をお送りいたします。
なお発行のスケジュールにより、下記の対応をさせていただきます。

- 2 月下旬～3 月上旬までに緑地樹木剪定士の登録認定手続きをされた方へは、3 月中に統合認定証をお届けします
- 3 月上旬以降に手続きをされた方へは、3 月中に街路樹剪定士証（更新済み）をお届けし、4～5 月頃までに統合認定証をお届けします。
- 期日の詳細は緑地樹木剪定士の登録認定案内時にお伝えします。

・ 2023 年度より認定証のデザインを変更しています。
（旧デザインの認定証も有効期限内であれば使用できます。）

旧デザイン(2022 年度以前発行)

新デザイン(2023 年度以降発行)

統合認定証(該当者のみ)

7. その他

・ マイページにて登録データ（勤務先や住所など）を変更することができます。

・ この更新研修は造園 CPD の認定プログラムです
造園 CPD 会員の方は、マイページで造園 CPD の会員証番号を登録することにより単位が取得できます。

街路樹剪定士に関するお問い合わせ先（書類送付の宛名用として切り抜いて使用いただけます）

〒113-0033
東京都文京区本郷 3-15-2 本郷二村ビル 4F
(一社)日本造園建設業協会 街路樹剪定士係
TEL: 03-5684-0011　FAX: 03-5684-0012

適格請求書発行事業者登録番号：T6010005018741